

開催日	活動内容	詳細
平成29年 4月	第一回総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の家族の活動についての説明。</li> <li>・つくし園の年間計画についての説明。</li> </ul>
平成29年 9月	懇談会 臨床発達心理士、 京都府園巡回チーム構成委員 高木 先生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに悩む保護者からの質問をもとに、高木先生がこれまで幼稚園・保育所・学校等様々なところで支援をされてこられた経験談を交えて保護者の悩みにアドバイスをしていただきました。</li> </ul>
平成29年 9月	学童期に利用できる支援についての説明 南丹市基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学童保育の利用について、利用できる対象者や申請時期について ②福祉サービスの利用についての手順 ③今後困った時はどうすればいいのか等の説明をしていただきました。</li> </ul>
平成29年10月	懇談会 南丹市教育委員会学校教育課 つくし園終了児保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の小学校のこたばの教室・支援学級なども含めてどのような支援をされているのか説明をしていただきました。</li> <li>・就学までに悩んだことや、就学されてから学校との連携など経験されたことをお話していただきました。</li> </ul>
平成29年11月	家族の会交流会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧川辺小学校体育館で、やきそばやフランクフルトソーセージを食べたり、ミニゲームをしたり等、『家族の会』の親睦を深めました。</li> <li>・南丹市社会福祉協議会『ひより舎』よりコーヒーやジュースの販売コーナーもあり、保護者の方々も少しゆっくりする時間がもてたようでした。</li> </ul>
平成29年12月	懇談会 南丹市教育委員会学校教育課 つくし園終了児保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の小学校のこたばの教室・支援学級なども含めてどのような支援をされているのか説明をしていただきました。</li> <li>・就学までに悩んだことや、就学されてから学校との連携など経験されたことをお話していただきました。</li> </ul>
平成30年 2月	平成30年度新役員 選挙投票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度の新役員を投票にて決定。</li> </ul>
平成30年 3月	家族の会 年度末総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の活動報告及び会計報告。</li> <li>・平成30年度、新役員の紹介・引継ぎを行う</li> </ul>
		9

### **1. 早期発見、早期フォロー支援体制の継続**

発達上の課題や支援の必要性を見極め、保護者へ早期アプローチを行い発達支援につなげられるよう事業を展開します。

個別状況に応じた専門相談を継続し、必要に応じて児童発達支援事業や医療へのつなぎを今後もスムーズに行います。

### **2. 児童発達支援事業の体制整備**

個々の発達課題に合わせた療育を展開し、成長発達につながる支援及び保護者支援を行います。

待機児童がない体制づくりに努めます。

児童発達支援事業を利用しやすいように、子ども発達・療育支援輸送事業を継続します。

### **3. 保育所・幼稚園巡回相談事業と学童期への連携の継続**

集団活動の中で児童の成長や保育職員のスキルアップが図れるような支援を目指します。

年長時に相談事業を受けていた児童について、スムーズに就学へとつながるように、学校等へ連携を行います。

### **4. 就学後の支援体制の継続**

子育て発達支援センターの学校への周知、学校訪問・放課後等デイサービス事業・放課後児童クラブなど、ケースを通じて連携を図ります。

### **5. 関係機関との連携の継続**

児童及び保護者の思いを受け止め、保健所・医療機関・スクールカウンセラー・計画相談事業所等と連携して支援の充実を図ります。

地域交流を図る中で子育て発達支援センターの周知を行い、地域とのつながりを深めていきます。

児童発達支援

**1. 支援内容**

受入れにあたっては親子療育の利用からスタートし、子どもの発達課題について保護者と共通理解をし、最終的に自立できる力を養えるよう療育を進めます。

(1) 親子療育

親子で通園していただき、子どもへの関わり方に悩んでおられる保護者の思いを受け止めながら、療育を通して良好な親子関係が築けるよう支援します。

(2) 単独療育

生活の基盤である家庭や並行通園先（保育所・幼稚園など）での活動に困らないよう、療育活動を通してからだづくり・情緒の安定・意思伝達力など、集団生活に適応できる力を育て、将来の自立に向けてのベースづくりをおこないます。

**2. 療育時間**

- (1) 平成29年度より、利用希望児の増加に伴い療育時間を9時30分から11時30分を午前療育、13時30分から15時30分を午後療育と2部制にし、待機児童がなく対応できました。随時受け入れが出来るよう2部制を継続します。今後も保護者や並行通園先のニーズに合わせ、臨機応変な対応に努めます。

**3. 保護者支援**

(1) 個別面談の実施

- ・必要に応じて、随時三者（保護者・並行通園先・つくし園）面談を実施します。
- ・5歳児においては、就学に向けての五者面談を実施し共通理解を図ります。

※五者：保護者・並行通園先・担当保健師・アドバイザー（臨床発達心理士）・つくし園

- (2) 専門職種（臨床発達心理士・作業療法士等）による療育支援、保護者支援を行います。
- (3) 子どもの生活基盤である家庭支援を関係機関と連携しながら行います。
- (4) 保護者どうしの交流が図れる場を提供します。（家族の会）。
- (5) 就学後の保護者支援においても積極的に対応します。

**4. 関係機関との連携**

- (1) 保護者の了解を得て、医師、心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士等と初期評価情報など情報共有に努めます。
- (2) 並行通園先との連携を密に図り、支援の情報共有に努めます。
- (3) つくし園終了後も就学後の児童の様子を把握するために、教育・福祉の関係者との連携を図ります。

保育所等訪問支援

保育所・幼稚園・小学校など児童が集団生活を送る施設を訪問し、専門的支援、その他必要な支援を行います。

外部へのアプローチや広報の充実を図り、利用者や関係機関への情報提供に努めます。